



Reスキル講座 は事前申請により最大**75%**の経費助成が受けられます



Reスキル講座を企業内の人材育成に用いる際に、一定の要件を満たした場合、**厚生労働省「人材開発支援助成金」の助成対象**となります。

弊社講座「**人間中心設計プロセスへの理解と、実践的デザイン思考力の獲得**」は

495,000 円(税込) が 123,750 円(税込) (*) で受講できます!

(*) 75%の経費助成を受けることができた場合、講座受講費の企業負担額を示しています。経費助成の助成率は、中小企業の場合は75%、中小企業以外の場合は60%になります。お申し込み時は、正規価格をお支払いいただき、受講後の審査を経て、助成金の支給が行われます。また、助成金は講座受講費の経費助成の他、講座受講中の賃金助成も受けることができます。



本資料の各リンクはこのQRコードのPDF版よりご覧ください

人材開発支援助成金のご案内

詳しくは、以下、厚生労働省「**人材開発支援助成金（人への投資促進コース）のご案内**」リーフレット（「**高度デジタル人材訓練**」の項目参照）をご覧ください ↓

人材開発支援助成金 (人への投資促進コース) のご案内

事業主が雇用する労働者に対して、事前に作成した計画に基づいて実施した訓練を実施する場合に、訓練経費の訓練期間中の賃金の一部を助成する制度です。助成金が支給されるまでの主な流れは以下のとおりです。

訓練期間 1か月間
Step1 計画提出
Step2 訓練実施
Step3 支給申請

人への投資促進コース

企業における労働者の人材育成を強化し支援するため、国が定める人への投資促進コースに基づき、企業・事業主が実施する訓練に対して、国が定める助成率で助成を行います。

完成制訓練
サブスクリプション型の研修サービスによる訓練の実施

高度デジタル人材訓練
成長分野人材訓練

自発的職業能力開発訓練
IT分野研修者の就業力強化のための訓練の実施

自発的職業能力開発訓練
労働者が自発的に受講する訓練の実施

長期的職業訓練
働きながら訓練を受講する訓練の実施

各訓練メニューの助成率と助成額			
訓練メニュー	助成率	助成額	対象企業
完成制訓練	60%	4,5%	中小企業 大企業
サブスクリプション型の研修サービス	60%	4,5%	中小企業 大企業
高度デジタル人材訓練・成長分野人材訓練	75%	60%	1,000円 500円
17歳未満児童の職業力のための訓練 (OFF-JTC) (労働者に対する訓練)	75%	60%	1,000円 500円
海外を含む大学での訓練	75%	60%	1,000円
自発的職業能力開発訓練	60%	4,5%	中小企業 大企業
IT分野研修者の就業力強化のための訓練	60%	4,5%	中小企業 大企業
労働者が自発的に受講する訓練	60%	4,5%	中小企業 大企業
働きながら訓練を受講する訓練	60%	4,5%	中小企業 大企業

助成金受給までの流れと申請に必要な書類

Step0 職業能力開発推進者の選任、事業内職業能力開発計画の策定・周知

Step1 計画提出

Step2 訓練実施

Step3 支給申請

提出期限: 講座開催日の1か月前までに必着
提出先: 各都道府県労働局

1) 「計画届・添付書類関係」はこちらから
「[1] 計画届 (変更届) を提出する場合」を参照

2) 「申請様式・添付書類関係」はこちらから
「[2] 支給申請を行う場合」を参照

企業様側でのご対応内容

STEP1 企業内で「**職業能力開発推進者**」を選定し、その方を中心に申請準備を行ってください

STEP2 **受講前の書類提出**

提出期限: 講座開催日の1か月前までに必着
提出先: 各都道府県労働局

「計画届時に必要な書類」はこちらから

1) 「計画届・添付書類関係」はこちらから
「[1] 計画届 (変更届) を提出する場合」を参照

「事業内職業能力開発計画」事例の詳細はこちら

STEP3 **訓練実施**

※ 提出書類の詳細は作成前に各都道府県労働局へ確認されることをお勧めします

STEP4 **受講後の書類提出**

提出期限: 講座終了日の翌日から2か月以内
までに必着

「支給申請時に必要な書類」はこちらから

提出先: 各都道府県労働局
2) 「申請様式・添付書類関係」はこちらから
「[2] 支給申請を行う場合」を参照

STEP5 **審査後 助成金支給**

※ 提出書類に不足、書類内容に不備があった場合、提出書類は受理されませんのでご注意ください ※

→ その他「人への投資促進コース」に関する情報はここから ←

ご不明点については 各都道府県労働局へご相談ください

→ お問い合わせ先・申請先はこちらから ←

※ 弊社にお問い合わせいただいてもご回答できかねますのでご了承ください ※